

令和7(2025)年6月20日(金) 申請〆切

「つかみみちを選べる赤い羽根募金」実施フロー

6月20日(金)	エントリー申請受付 〆切
7月下旬に通知	エントリー団体決定
8月中～下旬	エントリー団体連絡会議①
9月～11月	広報研修、募金研修等
12月上旬	エントリー団体連絡会議②
1～3月	募金活動
6月中旬	配分決定(配分対象事業は4月から実施可能)



寄付を呼びかけるパンフレット



JR 高崎駅で
街頭募金実施

広報・募金の
研修会の様子

エントリーのメリット

- ◇県民のみなさんに、解決すべき課題を知っていただくきっかけになります。
- ◇募金・広報についていっしょに企画します。また募金活動を体験できます。
- ◇寄付募集するために必要な組織基盤の強化をいっしょに図っていきます。

助成金申請との違い

- ◇助成申請をして結果を待つだけ、というのとは違い、手間がかかります。ですが、活動を改めて見つめなおす機会になる、との声もいただいています。
- ◇これからさらに多くの人に声をかけて活動を拡げていきたい…そんな“現在進行形”の団体にとっては、単なる助成申請だけでは得られないメリットがあると思います。

エントリーの内容、
通常共同募金助成との
調整、過去の事例など、
お気軽にお問合せ
下さい！



「地域の課題をみんなに知ってもらいたい」
…と伝えられないことが課題だったりします。



課題に気づいたあなたの意志が、社会を変えるチカラになります。



つかみみちを選べる赤い羽根募金 エントリー団体 募集

「赤い羽根募金」でおなじみの共同募金。

福祉のための募金として一斉に寄付を呼びかけるだけでなく、

「つかみみちを選べる赤い羽根募金」も実施しています。

「こんな課題を解決したい！」と活動団体がエントリーして、
寄付する人が、そのエントリー団体の中から選んで、共同募金に寄付。
寄付に込められた思いをそのまま活動団体へ伝えます。

活動団体にとっては、

共同募金というしくみを活用して、解決したい課題を県民のみなさんにアピールするチャンスです。

県民のみなさんにとっては、

身近な地域の課題に改めて気づき、その解決に募金という形で携わることができます。

「じぶんの町を良くするしくみ」の赤い羽根募金を活用して、ぜひ、課題解決のさらなる一歩を！

社会福祉法人 群馬県共同募金会
www.akaihane-gunma.or.jp

〒371-0843 前橋市新前橋町13-12

Tel 027-255-6596/FAX 027-255-6214/E-Mail info@akaihane-gunma.or.jp

【お問合せ先】群馬県共同募金会 事務局

TEL 027-255-6596 /FAX 027-255-6214 /Eメール info@akaihane-gunma.or.jp

つかいみちを選べる赤い羽根募金 エントリー団体募集要項

1 「つかいみちを選べる赤い羽根募金」（選べる募金）とは

寄付者が共同募金を通じて、福祉に係る社会課題・地域課題を解決すべく活動する団体を特定して寄付し、その寄付額をその団体への配分額に直接反映する取り組みです。

共同募金という信頼のしくみを活用して、課題解決に向けて寄付者の意欲を高め、また活動団体が寄付を励みに更なる解決に向けて活動を続けることで、共同募金改革が目指す「寄付と助成の循環」を円滑に創り出すひとつのきっかけとしたいと考えています。

また、この選べる募金にエントリーする活動団体（エントリー団体）にとって、活動の目的である **社会課題・地域課題を表出させて社会に訴求する1つのステージ**として捉え、県民の皆さんと共に課題解決に取り組むきっかけとなることを願っています。

2 募金と配分のしくみ

(1) 募金活動及び募金運動期間等

エントリー団体が提示する課題や必要資金額などを、共同募金会が審査したうえで募金を呼びかけます。その際、エントリー団体も積極的に募金活動を行います。

募金活動準備期間を令和7年12月末までとし、募金活動実施期間を令和8年1月1日から3月31日までとします。募金活動準備期間中に、広報研修や募金研修、組織基盤強化支援などを受けていただきます。

(2) 配分額の算出方法

エントリー団体ごとに寄付額をとりまとめ（※）、その全額をその団体へ配分します。

さらに、その寄付額をいわば県民から託された“期待票”として捉え、選べる募金以外の通常の共同募金からも加算して配分します。加算額は下表を目安としますが、事業内容を勘案し、予算の範囲内で調整することとします。（※「ドナーチョイス寄付額」と表記します。）

①エントリー回数が3回以下の団体

ドナーチョイス寄付額	配 分 額	備 考
1万円～ 5万円未満	ドナーチョイス寄付額＋2万円	
5万円～40万円未満	ドナーチョイス寄付額×1.5	
40万円以上	ドナーチョイス寄付額＋20万円	

②エントリー回数が4回～5回の団体

ドナーチョイス寄付額	配 分 額	備 考
1万円～ 5万円未満	ドナーチョイス寄付額のみ	
5万円～30万円未満	ドナーチョイス寄付額×1.5	
30万円以上	ドナーチョイス寄付額＋15万円	

③エントリー回数が6回以上の団体

原則としてエントリーは5回までですが、課題解決のしくみとして継続するために当募金が必要不可欠であると認められる場合は、引き続きエントリー可能とし、配分額はドナーチョイス寄付額のみとします。

(3) 配分対象期間（エントリーした事業を実施する期間）

令和8年4月1日から、令和9年3月31日までとします。

(4) 配分対象となる経費

配分金の使途は、申請した課題を解決するために実施する諸事業にかかる直接経費（謝金、消耗品費など）を原則としますが、事業実施にかかる間接経費のうち、適切な按分率で事業相当分を算出できるものについては、選べる募金寄付額を上限に組み込むことができますこととします。

配分金の使途に関しては、配分対象期間終了後1ヶ月以内に報告書を提出していただきます。

3 配分対象とする主な活動分野

配分対象とする活動分野は地域福祉及び他分野との境界とし、公的制度では解決できない様々な課題の解決に取り組む活動とします。（以下は例示です。）

- (1) ニート・引きこもり当事者への支援活動
- (2) 虐待防止活動、虐待を受けている人への保護活動
- (3) 自殺予防活動
- (4) ホームレスへの支援活動
- (5) 難病者への支援活動
- (6) 防災と災害被災者への支援活動
- (7) 犯罪被害者家族への支援活動
- (8) 障害者の地域移行を支援する活動
- (9) 地域に暮らす外国人が地域で孤立しないための活動、当事者への支援活動
- (10) 子育てに悩む家庭への支援活動
- (11) 生活課題を抱える高齢者世帯等への支援活動
- (12) その他、福祉に係る社会課題・地域課題の解決に取り組む活動

4 エントリー団体の要件等

(1) エントリー団体の数

審査により選定するエントリー団体数は概ね10件程度とします。

(2) エントリー団体の要件

エントリーできるのは、下記の要件を満たした団体です。

- ① 福祉に係る社会課題、地域課題を的確に捉えた活動を行う団体であること。
- ② 課題解決の必要性を広く住民に伝え、共同募金の一環として募金呼びかけができること。
- ③ 主に群馬県内で活動する民間の非営利団体で、3人以上の会員で組織し、団体としての活動実績が1年以上であること。（法人格の有無は問わない。）
- ④ 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- ⑤ 寄付者からの信頼に十分に応えうる組織体制をもち、事業内容及び会計情報を公開できること。

(3) その他

小規模団体の場合、複数の団体の連名でエントリーすることも可能とします。

5 申請方法

所定の申請用紙(※)に必要事項を記入し、添付書類とともに、令和7年**6月20日（金）までに**、群馬県共同募金会事務局あてご提出下さい。（郵送可、締切日必着）

なお、エントリー確定後、企画内容及び事業予算等に関する詳細資料を作成していただきます。

6 その他留意事項

令和7年度共同募金配分（通常の共同募金の助成金）の助成申請を予定している団体であっても、その助成申請の内容と今回のエントリーの内容が異なるか、又は同じ内容であっても自己財源分の確保のためであれば、当募金にエントリーすることができます。